オリンピック・アジア競技大会等選手強化事業 選手強化費交付要綱

(趣旨)

第1条 あいちトップアスリート発掘・育成・強化推進本部(以下、「推進本部」という。)はオリンピック・アジア競技大会等の国際競技大会に愛知県ゆかりの選手を多数輩出することを目的に、活躍が期待される選手に対し、競技用具や遠征等にかかる経費の一部を予算の範囲内で選手強化費(以下「強化費」という。)として補助する。その交付等に関しては、愛知県補助金等交付規則(昭和55年3月26日愛知県規則第8号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「強化指定選手」とは、あいちトップアスリート発掘・育成・ 強化推進本部長(以下「推進本部長」という。)が選考し、愛知県知事が強化指定選手と して認定した本県ゆかりの選手をいう。
- 2 この要綱において「補助事業」とは、強化費の交付対象となる事業をいう。

(強化指定選手の認定)

- 第3条 強化指定選手は、別表1に定める認定条件を満たす者のうちから、次の各号の区分により認定する。
 - (1) オリンピック・アジア競技大会等強化指定選手
 - (2) パラリンピック・アジアパラ競技大会等強化指定選手
- 2 強化指定選手の認定手続は、別表2に定めるとおりとする。

(強化費の上限額)

- 第4条 強化指定選手には、次の各号の区分により、当該各号に掲げる額を上限として強 化費を交付する。
 - (1) オリンピック・アジア競技大会等強化指定選手 30万円
 - (2) パラリンピック・アジアパラ競技大会等強化指定選手 50万円

(交付対象経費)

第5条 強化費の交付対象となる経費は、別紙「補助対象項目一覧」に定めるとおりとする。

(実施期間)

- 第6条 補助事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年1月31日までとする。 (交付の申請)
- 第7条 強化指定選手が強化費の交付の申請をしようとするときは、交付申請書(様式第5)を推進本部長に対し別に定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 推進本部長は、交付申請書の内容が適切であると認められるときには、強化指定選手に対し速やかに交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

- 第9条 推進本部長は、強化指定選手に対し交付の決定をする場合において、次の各号の 条件を付するものとする。
 - (1)強化指定選手は、補助事業の内容の変更(交付決定額の総額から20%以上減額する場合)をする場合においては、変更事業計画書(様式第6)により推進本部長の承認を受けること。
 - (2) 強化指定選手は、補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに推進本 部長に報告して、その指示を受けること。

(決定の通知)

第10条 推進本部長は、交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付 した条件を強化費の交付の申請をした者に通知するものとする。

(状況報告)

第11条 推進本部長は、強化指定選手から補助事業の遂行の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(実績報告)

- 第12条 強化指定選手は、補助事業が完了したとき(補助事業の遂行が困難になったときを含む)は、速やかに補助事業の成果を記載した実績報告書(様式第7)に領収書及び次条に定める書類を添えて、推進本部長に報告しなければならない。
- 2 提出期限は推進本部長が別に定める日とする。

(実績報告書の添付書類)

- 第13条 実績報告書には次の各号の書類を添付しなければならない。
 - (1) 様式第8 領収書一覧
 - (2) 様式第9 領収書添付台紙
 - (3) 様式第10 請求書
 - (4) 様式第11 旅費整理表
 - (5) 様式第12 活動報告書
- 2 推進本部長は、前項の各号に定めるもののほか、強化指定選手に対し強化費の交付に 関し必要な書類の提出を求めることができる。

(強化費の額の確定)

第14条 推進本部長は、実績報告を受けた場合においては、報告書及び関係書類の審査に

より、その報告に係る補助事業の成果が強化費の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき強化費の額を確定するものとする。

(強化費の交付方法)

第15条 強化費は、額の確定後に精算払で交付する。

(関係書類の保管等)

第16条 強化指定選手は、補助事業の関係書類を事業完了後、5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、強化費の交付に必要な事項は、推進本部長が別に 定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 強化指定選手の認定条件

オリンピック・アジア競技大会等国際競技大会への出場を目指す選手で、競技団体から 推薦された者。

指定期間は当該年度の4月1日から3月31日までとする。

【実績に関する条件】

次の全てに該当すること(過去2か年度以降の実績を対象とする。)

〇オリンピック・アジア競技大会等強化指定選手

日本代表及び日本代表候補(年代別カテゴリーを含む)

※ 競技団体は、日本代表等に選出されている選手がいない場合に限り、記録や 大会成績をもとに、日本代表・代表候補と同等の競技力がある者を推薦するこ とができる。(各競技団体最大2名まで)

〇パラリンピック・アジアパラ競技大会等強化指定選手

日本代表及び日本代表候補(年代別カテゴリーを含まない)

【実績以外の条件】

次のいずれかに該当すること。

- ① 愛知県に活動拠点がある(県内に在勤・在学をしている)。
- ② 愛知県で選手登録している。
- ③ 愛知県内の小学校もしくは中学校を卒業した。

別表2 強化指定選手認定手続

1.	推進本部長は、競技団体に対して、指定条件を満たしている登録選手の推薦を依 頼する。
2.	競技団体は、指定条件を満たしている登録選手を候補推薦一覧表(様式第1)により推進本部長に推薦する。 競技団体から推薦のあった選手は、参加承諾書(様式第2)及び事業計画書(様式第3)を作成し、推進本部長に提出する。
3.	推進本部長は、選手から提出された事業計画書(様式第3)を審査し、強化指定選手を決定し、選手等に対して内定を通知する。
4.	選手は、重要事項同意書(様式第4)及び交付申請書(様式第5)を作成し、推進本部長に提出する。
5.	推進本部長は、重要事項同意書(様式第4)及び交付申請書(様式第5)を受理次 第、強化指定選手として認定し、強化費の交付決定をする。